

鳥取県告示第688号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月14日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取市 鳥取市長 竹内 功	鳥取市尚徳町 116	鳥取市立病院	鳥取市市場一丁目 1	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	平成20年4月 1日